

長介第791号  
平成30年1月24日

地域密着型特定施設入居者生活介護事業者様

長岡市福祉保健部介護保険課長

地域密着型特定施設入居者生活介護における福祉用具の費用負担  
について（通知）

日ごろから長岡市の介護保険行政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、入居希望者から福祉用具の費用負担について問い合わせがあり、県に確認したところ、特定施設入居者生活介護利用者の処遇上必要となった福祉用具の利用料金は、事業者が負担すべきとの見解が示されました。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととします。

不明な点がありましたら、下記担当に御連絡ください。

記

1 特定施設における福祉用具の費用負担について

老人福祉法における有料老人ホームの基準では、事業者がベッド等の福祉用具を準備する義務はないため、福祉用具の費用を入居者に別途徴収することは可能です。

しかし、地域密着型を含む介護保険の指定を受けた特定施設入居者生活介護である場合は、サービス提供上必要な備品や設備は施設側で整備されていることが前提のため、利用者の処遇上必要になった福祉用具は事業者の費用負担による提供となります（この場合、利用者に福祉用具の費用を別途徴収することはできません）。

そのため、介護支援専門員等が行うアセスメントの結果、特定施設入居者生活介護利用者の処遇上、ベッドや車いす等の福祉用具が必要と判断した場合は、事業者の負担により介護サービスの一環として提供してください。

なお、利用者や家族の希望で特別なものを利用する場合は、個人の負担となりますが、利用者等と費用負担について協議し、その結果を文書で保存するようにしてください。

2 処遇上必要な福祉用具の例

ベッド

車いす、歩行器、歩行補助つえ

床ずれ防止装置、体位変換器

センサーマット

ポータブルトイレ

3 寝具について

寝具（布団、毛布、枕等）は、「その他の日常生活費」に該当します。

4 取り扱いの変更について

取り扱いに変更が必要な場合は、本通知受領後、速やかに変更してください。

担 当：介護保険課介護事業推進係 平野

電 話 39-2245

FAX 39-2278